

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

平成28年6月17日

一般財団法人福島県電源地域振興財団代表理事

1 工事概要

- (1) 工事名 新宿泊棟新営工事
- (2) 工事場所 双葉郡楡葉町大字山田岡字美シ森8-2他
- (3) 整備対象施設 新宿泊棟
- (4) 対象業務
 - ア 整備対象施設に係る実施設計業務（以下、「設計業務」という。）
 - イ 整備対象施設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事（衛生設備工事、空調設備工事）、及び一部外構工事（以下、「施工業務」という。）
 - ウ 東京電力が実施する既存施設の原状回復工事との取り合い部分の設計、施工業務、及び申請業務の調整
- (5) 履行期限 平成30年7月20日

2 公募型プロポーザル方式の内容

技術提案書を特定するための審査基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は、J ヴィレッジ新宿泊棟新営工事（実施設計・施工一括発注）公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）による。

3 参加資格

(1) 参加者の構成等

技術提案書を提出する者（以下「提出者」という。）は、評価基準日（平成28年6月17日）から提案書提出期限（平成28年8月10日）において、次の各号に掲げる要件を満たしている単独企業、2者から4者によって結成された特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とする。

なお、JVによる参加の場合は、施工業務を行う者を代表者（以下「JV代表者」という。）とする。

(2) 単独企業、又はJV構成員に共通する参加要件

提出者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- イ 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- ウ 一般財団法人福島県電源地域振興財団が発注した「Jヴィレッジ復興・再整備CM業務委託」及び「Jヴィレッジ復興・再整備基本設計業務委託」の受注者でないこと。
- エ 常勤で3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を、本業務全体の統括責任者(以下「統括代理人」という。)として配置できること。なお、JVによる参加の場合は、JV代表者から統括代理人を配置できること。

(3) JVの構成員に関する参加要件

JVの構成員(以下「構成員」という。)は、次の全てを満たす者であること。

- ア 代表者が、参加表明書において明らかであること。
- イ 構成員は、他のJVの構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加しないこと。

(4) 業務別の参加要件

提出者のうち、設計業務及び施工業務を行う者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とします。なお、単独企業による参加の場合は、次に掲げる、(ア)設計業務及び(イ)施工業務の両方の資格要件を満たす者とします。

(ア)設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ② 建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ③ 平成18年度以降に業務が完了した、次の要件を満たす設計業務を元請として履行した実績があること。なお、共同企業体で受注した場合は、代表者として参加した案件のみを実績として評価します。

<要件>

平成21年国土交通省告示第15号別添2による建築物の類型第九号に該当し、延床面積2,500㎡以上の実施設計業務。ただし、複合施設の場合は、別用途(類型第九号以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,500㎡以上の場合に限ります。

- ④ 常勤で3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す資格を有する者を設計管理技術者として配置できること。

(イ) 施工業務に係る要件

施工業務を行う代表者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ② 平成 18 年度以降に工事及び引渡しが完了した、次の要件を満たす工事を元請として施工した実績があること。なお、共同企業体として受注した場合は、代表者として参加した案件のみを実績として評価します。

<要件>

平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添 2 による建築物の類型第九号に該当し、延床面積 2,500 m²以上の施工業務。ただし、複合施設の場合は、別用途（類型第九号以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,500 m²以上の場合に限ります。

- ③ 常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す資格を有する者を現場代理人及び監理技術者として配置できること。

(5) 再委託

提出者は、設計業務に関して、専門分野（設計管理技術者、建築（総合）設計主任技術者を除く。）について再委託することができます。ただし、この再委託先は、前記（2）のアからウの参加要件を満たすこととします。また、この再委託先は、本プロポーザルに参加しない者であることとします。

なお、受注者と発注者が本工事の契約後に、受注者が前記（2）ウの対象者に再委託（設計管理技術者、設計主任技術者を除く。）することは妨げません。

4 手続等

(1) 事務局

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

一般財団法人福島県電源地域振興財団（福島県企画調整部エネルギー課内）

電話：024-521-7116 FAX：024-521-7912

E-mail：energy@pref.fukushima.lg.jp 及び cm01-jvillage@meiho.co.jp

※2つのアドレス両方へ送信すること。

HP：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/

※本工事の実施設計及び施工に係るコンストラクションマネジメント業務を、明豊ファシリティワークス株式会社（以下、「CMR」という。）に委託を予定している。

本工事に関し、発注者からの指示に基づいて、CMR から依頼等が行われた場合には、これを発注者によるものとして対応すること。

(2) 募集要項等の交付

以下の資料は、事務局ホームページ（株式会社日本フットボールヴィレッジのホームページ内）に掲載する。

- (ア) 新宿泊棟新営工事公募型プロポーザル募集要項
- (イ) 新宿泊棟新営工事公募型プロポーザル様式集
- (ウ) 要求水準書
- (エ) 新宿泊棟新営工事公募型プロポーザル審査基準
- (オ) 設計・施工契約書(案)
- (カ) 「新生 J ヴィレッジ」復興・再整備計画
- (キ) 基本設計図書への追加指示事項

事務局ホームページ掲載期間

平成 28 年 6 月 17 日（金）から

平成 28 年 8 月 10 日（水）まで

以下の資料は、電子データを提供する。

- (ク) 基本設計図書
- (ケ) 敷地測量データ
- (コ) 地質調査データ
- (サ) 既存施設竣工図等
- (シ) 関係工事参考資料
- (ス) マスタースケジュール（参考）

電子データの提供期間

平成 28 年 6 月 20 日（月） 午前 9 時から

平成 28 年 7 月 8 日（金） 午後 3 時まで

※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に規定する休日（以下、「休日等」という。）を除く。

電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にて DVD-R を配布する。

電子データ受領の際、守秘義務誓約書（様式 9）に記入し提出すること。

※交付資料は、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。配布された DVD-R は、情報漏洩のないように適正に廃棄すること。

(3) 参加表明書、技術提案書等の提出期限並びに提出場所及び方法

募集要項による。

5 その他

(1) 契約保証金

契約相手方となった者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、福島県財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 詳細は募集要項による。